



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 4 号 令和 8 年 9 月 2 9 日 発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8 3	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
4 8 4	肥料の登録をした件	生産流通課
4 8 5	肥料の登録の有効期間を更新した件	同
4 8 6	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課

【企業管理規程】

番 号	表 題	担当課名
1 0 ※	徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程	

【教育委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
9 ※	教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則	

【教育委員会訓令】

番 号	表 題	担当課名
6 ※	徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
1 2 ※	徳島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則	

徳島県告示第483号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。
令和8年9月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社なのはな	徳島市南二軒屋町石井利1339番3	くるみeケアサービス	徳島市南二軒屋町石井利1339番3 仁木店舗2階	訪問介護	令和8年9月1日

徳島県告示第484号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定に基づき次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年9月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録年月日
徳島県 第473号	副産動植物質肥料	焼成骨粉	りん酸全量 35.0 く溶性りん酸 24.0	公定規格の定めのとおり	株式会社エヌ・シー・コーポレーション 板野郡松茂町中喜来字福有開拓308 番地15	令和8年3月2日

徳島県告示第485号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年9月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第464号	混合有機質肥料	アミノバード	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	公定規格の定めのとおり	株式会社ジャパンバイオフィーム 長野県伊那市美篤1112	令和13年12月21日
徳島県 第468号	配合肥料	ON288	窒素全量 2.0 りん酸全量 8.0 加里全量 8.0	同	オندان農業協同組合 海部郡海陽町大井字大谷11番地	令和14年7月12日
徳島県 第469号	混合有機質肥料	AD有機4320	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0 加里全量 2.0	同	株式会社アグリドック 茨城県土浦市中都町一丁目5508番地	同 21日
徳島県 第470号	配合肥料	AD有機2880	窒素全量 2.0 りん酸全量 8.0 加里全量 8.0	同	同	同

徳島県告示第486号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年9月29日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
三好市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県企業管理規程第10号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号のほか、局長が必要と認めるもの

第20条第2号中「小切手その他」を削る。

第33条第1項中「支払は、全て小切手によるものとする」を「出納員は、次条から第39条までに規定する方法により、支払を行わなければならない」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第34条から第36条までを次のように改める。

第34条から第36条まで 削除

第37条第1項を次のように改める。

出納員は、現金で支払うときは、債権者から領収書を徴した上、出納取扱金融機関に支払案内書（様式第26号）を交付して支払をさせるものとする。

第37条第3項及び第4項を削る。

第38条中「出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、当該小切手に送金依頼書（様式第27号）を添附し、当該出納取扱金融機関をして送金を行わせるものとする」を「送金先等所要の事項を記載した支払案内書により出納取扱金融機関に通知して送金させるものとする」に、「送金通知書（様式第28号）を債権者に送付しなければならない」を「その旨を支払通知書（様式第26号）により債権者に通知しなければならない」に改める。

第39条第2項を次のように改める。

2 出納員は、前項の規定による支払をする場合又は官公署等の発行した納入通知書等によって口座振替の方法により支払をする場合には、振替払込分の合計額を額面とする振込依頼書（様式第28号の2）又は振替払込通知書（様式第28号の3）により出納取扱金融機関に通知して支払を行わせるものとする。

第39条に次の1項を加える。

3 前項の規定による通知は、電子データによる通知をもってこれに代えることができる。

第56条第1項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書又は公金振替書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項及び第7項を削る。

第57条第2項中「及び未引出小切手報告書」を削る。

別表第1その1勘定科目表（電気事業会計）資産の流動資産の表現金預金の項中「支払

の確実な小切手等、」を「現金に代わるべき証書類や」に改める。

別表第2第11条第1項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書」に改め、同条第2項中「振り出した小切手」を「交付した当座預金払戻請求書」に改め、同条第3項中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に改める。

別表第2第13条を次のように改める。

第13条 削除

別表第2第14条中「、第12条及び第13条第2項」を「及び第12条」に改める。

別表第2第16条中「、未引出小切手報告書」及び「、第13条第2項」を削る。

様式第22号中

2005113
2005502
2005642
2005794
2005654

を

1708053
1708065
1708077
1708089
1708090

に改める。

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

様式第24号及び様式第25号 削除

様式第26号を次のように改める。

記号番号			
支 払 案 内 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名		様(殿)
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記により受取人に支払ってください。 年 月 日 徳島県企業局出納取扱金融機関 銀行 支店 殿 徳島県企業局 企業出納員 印			
上記の金額を受領しました。 年 月 日 住 所 氏 名 印			

記号番号			
支 払 済 通 知 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名		様(殿)
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記のとおり支払いました。 年 月 日 徳島県企業局 企業出納員 殿 徳島県企業局出納取扱金融機関 銀行 支店			

記号番号			
支 払 通 知 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名		様(殿)
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記によりお支払いします。 現金払いの方法によりお受取りの場合は、上記銀行にこの通知書と印鑑を御持参ください。 徳島県企業局 企業出納員 印			

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号及び様式第28号 削除

様式第28号の 3 を次のように改める。

振替払込依頼書	
第 号	令和 年度 徳島県〇〇事業会計
受 取 人 氏 名	(株)〇〇〇〇 他10件
支 払 総 額	★
上記の金額を指定のとおり振替してください。	
令和 年 月 日	
徳島県企業局 企業出納員	
徳島県企業局出納取扱金融機関 阿波銀行 県庁支店 殿	

振替払込通知書	
第 号	令和 年度 徳島県〇〇事業会計
受 取 人 氏 名	(株)〇〇〇〇 他10件
支 払 総 額	★
上記の金額を指定のとおり振替しました。	
令和 年 月 日	
徳島県企業局出納取扱金融機関 阿波銀行 県庁支店	
徳島県企業局 企業出納員 殿	

様式第 35 号を次のように改める。

様式第35号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 当分の間、未引出小切手の報告については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式第22号に相当する改正前の様式第22号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。
- 4 当分の間、従前の当座預金口座を引き続き使用することができるものとする。

徳島県教育委員会規則第 9 号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 9 月 29 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 4 号、様式第10号の 2、様式第10号の 3 及び様式第11号から様式第

13号までの規定中

「

徳島県収入証紙

」

を

「
年 月 日」
年 月 日」に改める。

様式第16号の 2 中

「

徳島県収入証紙

」

を

「
年 月 日」
年 月 日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和 7 年徳島県条例第47号）附則第 2 項の規定により同項に規定する証紙をなお従前の例により使用する場合における教育職員免許に関する規則の様式については、改正後の同規則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する場合を除き、新規則の様式に相当する改正前の教育職員免許に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

徳島県教育委員会訓令第6号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会公文書管理規程（令和6年徳島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「全ての公文書」の次に「（次条第2項に規定する一時利用電子文書を除く。）」を加える。

第28条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、主務課等の長は、業務上の一時的な利用に供される電子文書（保存期間が1年未満のものに限る。）であって、公文書ファイルにまとめ、管理することが適当でないと認めるもの（以下「一時利用電子文書」という。）については、これを単独で管理するものとする。

第29条第1項中「、1年及び1年未満」を「及び1年」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる公文書については、保存期間を1年未満と設定することができる。ただし、重要又は異例な事項に関する情報を含む公文書その他の意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証するために必要な公文書については、この限りでない。

- (1) 別途正本が保存されている公文書の写しである公文書
- (2) 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等である公文書
- (3) 出版物その他公表されているものを編集した公文書
- (4) 所掌事務に関する事実関係の問合せに対する応答に関する公文書
- (5) 明白な誤りがあることその他正確性の観点から利用に適さなくなった公文書
- (6) 意思決定に至る過程で作成し、又は取得した公文書であって、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと認められるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、1年以上保存する必要がないと認められる公文書

第36条の見出し中「保存公文書ファイル」を「保存公文書ファイル等」に改め、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、「公文書ファイル」の次に「又は一時利用電子文書」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 主務課等の長は、一時利用電子文書について、その保存期間が満了したときは、これを廃棄するものとする。

第39条中「公文書ファイル」の次に「又は一時利用電子文書」を加える。

別表第2の17の項を次のように改める。

17 その他	前各項に掲げる公文書以外のもの	30年間保存する必要があると認められるもの	30年
		10年間保存する必要があると認められるもの	10年
		5年間保存する必要があると認められるもの	5年
		3年間保存する必要があると認められるもの	3年
		1年間保存する必要があると認められるもの	1年

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に保存されている公文書であって、改正後の徳島県教育委員会公文書管理規程（以下「新規程」という。）第28条第2項に規定する一時利用電子文書に相当するものについては、当該一時利用電子文書とみなして、新規程の規定を適用する。
- 3 この訓令の施行の際現に保存されている公文書であって、新規程第29条第3項の規定により保存期間を1年未満と設定することができる公文書に相当するものについては、保存期間を1年未満と設定することができる。

徳島県公安委員会規則第12号

徳島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県公安委員会委員長 三 谷 郁 彦

徳島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の6第2項を削る。

第30条第1項ただし書を削る。

別記様式第10号の7を削り、別記様式第11号の3を次のように改める。

徳島県公安委員会 殿

フリガナ		電話番号		暗証番号	免許証①		②	
氏 名		生年月日			マイナ			

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効(まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無

記載変更（有・無）	フリガナ	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他（ ）

(写 真)

適性検査			条件(付与・解除・変更)									
裸眼	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
眼鏡・コンタクト												
矯正	左	0.										
	右	0.										
	両	0.										
視野	左	度	深視力	1	mm	聴力運動	適・否	検査者				
	右	度		2	mm		適・否					
	計	度		3	mm	結果	合・不					

備考	☐ 初心標識免除(準中・普通) ☐ 高速二人乗り可 ☐ 自二一年以上										講習種別	☐ 優良 ☐ 一般 ☐ 違反 ☐ 初回 ☐ 高齢 ☐ 特任					
	やむを得ず*		うっかり		やむを得ず*		一定の取消					申請しない 免許の種類	☐ 大型 ☐ 中型 ☐ 準中型 ☐ 普通 ☐ 大特				
	6月以内		6月超3年以内		3年以内				☐ 大自二 ☐ 普自二 ☐ 小特 ☐ 原付 ☐ け引								
特失・特取区	1	2	A	3	4	5	6	B	7	8	9	C		☐ 大二 ☐ 中二 ☐ 普二 ☐ 大特二 ☐ け引二			
理由証明	☐ 診断書 ☐ 領収書 ☐ パスポート ☐ 在所証明											上記のレ印の免許は申請しません。					
	☐											氏名					

(裏)

試験結果表	受 験 年 月 日			
	適 性 試 験			
	学 科 試 験			
	技 能 試 験			
	確 認 者			

試験									
交付・記録（免許証・マイナ・二枚）									
講習									
申請免種・合計	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	☐ 試験手数料 ☐ 交付手数料 ☐ 記録手数料 ☐ 講習手数料 ☐ 合計金額	円 円 円 円 円
	小特	原付	大二	中二	普二	大特二	引・引二		円

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号(第28条関係)

安全運転管理者等講習受講申出書				
年 月 日				
徳島県公安委員会 殿				
事業所				
所在地				
氏 名				
道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等講習を受講します。				
受 講 日				
受 講 場 所				
備考	※印欄には、申請者は記入しないでください。	※ 署 別	※ 整理 番号	

別記様式第15号の3を次のように改める。

講 習 申 出 書																		
徳島県公安委員会 殿																		
日間の運転免許停止処分を、 年 月 日から受けましたが、講習を受けたいので申し出ます。																		
年 月 日																		
講習申出者住所・氏名																		
(生年月日) 年 月 日																		
免 許 証	第	号	免許の種類															
	有効	公安委員会交付		大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大二	中二	普二	大特二	け引二
免許情報 記 録	第	号																
	有効	公安委員会記録等																
講 習 期 日																		

別記様式第15号の 9 から別記様式第15号の17までを次のように改める。

別記様式第 15 号の 9（第 28 条関係）

指定自動車教習所職員講習受講申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住 所	
受講者	教習所名
	氏 名
	生年月日
	(I D)
道路交通法第108条の2第1項第9号に規定する指定自動車教習所の職員に対する講習を、下記のとおり受講します。	
講 習 期 日	年 月 日～ 年 月 日
講 習 時 間	時間
講 習 場 所	

初心運転者講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住 所 申出者 氏 名 道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する初心運転者に対する講習の通知を受けたので、受講します。	
受 講 日	年 月 日 時から 時までの間
受 講 時 間	7時間(原付免許に係る初心運転者にあっては4時間)
受 講 場 所	徳島県公安委員会指定講習機関

運転免許証等更新申請書・更新時講習受講申出書

徳島県公安委員会 殿

申請日

フリガナ		生年月日			電話		
氏 名		暗証番号	免許証	①		②	
			マイナ				

記載変更 (有・無)	フリガナ	
	新氏名	
	新国籍 新本籍	
	新住所	
確認書類		住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()

現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
有効期間を更新するもの	免許証 ・ 免許情報記録
手続後に希望するもの	免許証 ・ マイナ免許証
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効
マイナ免許証の紛失	有 ・ 無
経由地での免許情報書換	有 ・ 無
経由地への免許証返納	有 ・ 無

(写 真)

適性検査			条件 (付与・解除・変更)					
裸眼	左	0.						
	右	0.						
	両	0.						
眼鏡 ・ コンタクト								
矯正	左	0.						
	右	0.						
	両	0.						
視野	左	度						
	右	度						
	計	度						
深視力	1	mm	聴力運動結果	適 ・ 否 適 ・ 否 合 ・ 不	検査者		確認	☐
	2	mm						
	3	mm						

更新時講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 申請者住所 氏 名 道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する講習を受講します。	
受 講 日 時	年 月 日
講 習 種 別	

高 齢 者 講 習 受 講 申 出 書		
徳 島 県 公 安 委 員 会 殿		年 月 日
住所		
受講者		
氏 名		
道 路 交 通 法 第 108 条 の 2 第 1 項 第 12 号 に 規 定 す る 講 習 を 受 講 し ま す 。		
受 講 日		
受 講 場 所		
受 講 者 区 分	普通自動車対応免許を受けている者 （運転技能検査対象者を除く。）	1
		実車指導を伴う講習
	普通自動車対応免許以外の運転免許のみを 受けている者及び運転技能検査対象者	2
		実車指導を伴わない講習

備考 1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許をいう。

2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第 34 条の 3 第 4 項又は第 37 条の 6 の 3 の基準に該当する者をいう。

違反者講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住 所 受講者 氏 名 道路交通法第108条の2第1項第13号に規定する違反者講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	社会参加活動コース	実車運転コース

別記様式第15号の15（第28条関係）

若年運転者講習受講申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所	
申出者	
氏名	
道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する若年運転者に対する講習の通知を受けたので、受講します。	
受 講 日	年 月 日 及び 年 月 日
受 講 時 間	9 時間
受 講 場 所	徳島県公安委員会指定講習機関

特定小型原動機付自転車運転者講習受講申出書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

住所
受講者

氏名

年 月 日生

道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 15 号に規定する講習を受講します。

受 講 日

年 月 日

自転車運転者講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住所 受講者 氏名 年 月 日生 道路交通法第 108 条の 2 第 1 項第 16 号に規定する講習を受講します。	
受 講 日	年 月 日

別記様式第16号から別記様式第17号までを次のように改める。

特定任意講習受講申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所	
申請者 氏 名	
年 月 日生	
道路交通法第108条の2第2項に規定する講習(道路交通法第97条の2第1項第3号ホの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習)を受講します。	
受 講 日	年 月 日
免許証又は 免許情報記録 の有効期限	年 月 日

別記様式第 16 号の 2 （第 28 条関係）

特定任意高齢者講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住 所		
受講者		
氏 名		
道路交通法第 108 条の 2 第 2 項に規定する講習（道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イの国家公安委員会規則で定める基準に適合する講習）を受講します。		
受 講 日		
受講場所		
受講者区分	普通自動車対応免許を受けている者 (運転技能検査対象者を除く。)	1
		実車指導を伴う講習
	普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者及び運転技能検査対象者	2
		実車指導を伴わない講習

備考 1 受講者区分欄の普通自動車対応免許とは、道路交通法第 71 条の 5 第 3 項に規定する普通自動車対応免許をいう。

2 受講者区分欄の運転技能検査対象者とは、道路交通法施行令第 34 条の 3 第 4 項又は第 37 条の 6 の 3 の基準に該当する者をいう。

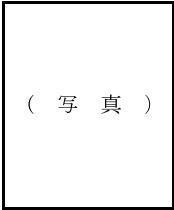
運転経歴証明書交付等申請書
兼運転経歴証明書返納届兼運転経歴情報抹消届

徳島県公安委員会 殿

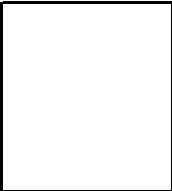
申請日

フリガナ		電話番号	
氏 名			
住 所		生年月日	

記載変更 (有・無)	フリガナ 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



現に有するもの	免許証 ・ マイナ免許証
	経歴証明書 ・ マイナ経歴
手続後に希望するもの	なし・経歴証明書・マイナ経歴
個人番号カードの効力	有効 (まで) ・ 失効



取消年月日	年 月 日		
交付年月日	年 月 日		
受付場所			
		確認	☐

別記様式第19号を次のように改める。

運 転 経 歴 証 明 書 再 交 付 申 請 書

徳島県公安委員会 殿

申請日 年 月 日

フリガナ		生年月日	
氏 名		電話番号	
住 所		再交付理由	

記載変更 (有・無)	フリガナ 新氏名	
	新生年月日	
	新住所	
確認書類	住民票 ・ 個人番号カード ・ 公共料金 その他 ()	



取得年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
受付場所	
	確認 ☐

運 転 経 歴 証 明 書 亡 失 等 て ん 末 書			
日 付	年 月 日 (~ 年 月 日頃までの間)	届 出	有 ・ 無
場 所			
状 況			
☐ 上記のとおり、事実と相違ありません。 ☐ また、旧運転経歴証明書を発見したときは、必ず返納します。 氏 名			

(指定講習機関の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 指定講習機関の指定等に関する規則（平成2年徳島県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「この場合における通知手数料は、徳島県収入証紙により徴収し、」を「この場合において、受講者から提出された」に、「に徳島県収入証紙を貼付して」を「を」に改める。

別記様式第13号を次のように改める。

講習通知手数料納付書		年 月 日
徳島県公安委員会	殿	
	住所	
	受講者	
	氏 名	
徳島県警察関係手数料条例別表第1の79の項に規定する		初心運転者 若年運転者
講習通知手数料を納めます。		
受 講 機 関		
受 講 区 分		

(取得時講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 取得時講習の実施に関する規則（平成16年徳島県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。

別記様式第1号から別記様式第8号までを次のように改める。

別記様式第1号(第4条関係)

大型車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する大型免許を受けようとする者に対する大型自動車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第2号(第4条関係)

中型車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する中型免許を受けようとする者に対する 中型自動車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第2号の2(第4条関係)

準中型車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する中型免許を受けようとする者に対する準中型自動車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第3号(第4条関係)

普通車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住 所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第4号に規定する普通免許を受けようとする者に対する 普通自動車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第4号(第4条関係)

大型二輪車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する大型二輪免許を受けようとする者に対する大型自動二輪車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第5号(第4条関係)

普通二輪車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第5号に規定する普通二輪免許を受けようとする者に対する普通自動二輪車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第6号(第4条関係)

原付講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第6号に規定する原付免許を受けようとする者に対する 原動機付自転車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第7号(第4条関係)

旅客車講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第7号に規定する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する旅客車の運転に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

別記様式第8号(第4条関係)

応急救護処置講習受講申出書		
年 月 日		
徳島県公安委員会 殿		
住所 申請者 氏 名		
道路交通法第108条の2第1項第8号に規定する大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習を受講します。		
受 講 日	年 月 日	
講 習 の 種 別	☐ 事前講習	☐ 事後講習

注 講習の種別欄は、該当するものにレ印を付すこと。

(放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部改正)

第4条 放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則(平成17年徳島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。
別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

<table><tr><td>※受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※受理番号</td><td></td></tr><tr><td>※登録年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※登録番号</td><td></td></tr></table>		※受理年月日	年 月 日	※受理番号		※登録年月日	年 月 日	※登録番号										
※受理年月日	年 月 日																	
※受理番号																		
※登録年月日	年 月 日																	
※登録番号																		
登 録 申 請 書 道路交通法第51条の8第2項の規定により登録の申請をします。 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 (主たる事務所の所在地) (名 称) (代 表 者 の 氏 名)																		
(ふりがな) 法 人 の 名 称																		
主たる事務所 の 所 在 地	電話() -																	
法 人 の 種 類	1 株式会社 2 財団法人 3 社団法人 4 その他()																	
(ふりがな) 代 表 者 氏 名																		
(登録更新申請の場合のみ記載)																		
登録通知書に記載されている登録年月日	年 月 日 登録																	
登録通知書に記載されている登録番号	第 号																	
<table><tr><td rowspan="6">※添付書類</td><td>[法人関係]</td><td>[各役員関係]</td></tr><tr><td>☐ 定款・寄付行為等</td><td>☐ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</td></tr><tr><td>☐ 登記事項証明書</td><td></td></tr><tr><td>☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿</td><td>☐ 診断書</td></tr><tr><td>☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書</td><td></td></tr><tr><td>☐ 資機材を保有する旨の誓約書</td><td></td></tr><tr><td>☐ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)</td><td></td></tr><tr><td>☐ 事務所に係る資料</td><td></td></tr></table>		※添付書類	[法人関係]	[各役員関係]	☐ 定款・寄付行為等	☐ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)	☐ 登記事項証明書		☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿	☐ 診断書	☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書		☐ 資機材を保有する旨の誓約書		☐ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)		☐ 事務所に係る資料	
※添付書類	[法人関係]		[各役員関係]															
	☐ 定款・寄付行為等		☐ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)															
	☐ 登記事項証明書																	
	☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿		☐ 診断書															
	☐ 欠格事由に該当しない旨の誓約書																	
	☐ 資機材を保有する旨の誓約書																	
☐ 駐車監視員資格者証の写し(2名以上)																		
☐ 事務所に係る資料																		
記載要領 ※印欄には記載しないこと。																		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 9 号を次のように改める。

(表)

		※受理年月日		年 月 日	
		※受理番号			
		※修了証明書交付年月日		年 月 日	
		※修了証明書番号			
駐車監視員資格者講習受講申込書					
年 月 日					
徳島県公安委員会 殿					
(申請者の氏名)					
申 込 者	本 籍				
	住 所	〒 ー 都道府県			
		電 話 () ー (自宅・携帯)			
	(ふりがな)			写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)	
	氏 名				
	生年月日	年 月 日生			
	勤務先その他の連絡先	電 話 () ー			
受講希望 年 月 日					
実 施	※受講年月日	年 月 日から 年 月 日まで (修了考查) (年 月 日)		※ 修了考查の結果	合 ・ 否
	※受講場所				
	※受講番号				
	記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。 2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとする。				
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。					

(裏)

注意事項

駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても道路交通法第51条の13第1項第2号に掲げる次のいずれかに該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

別記様式第12号を次のように改める。

※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認 定 書 番 号	

認 定 申 請 書

年 月 日

徳 島 県 公 安 委 員 会 殿

(申込者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生		
	勤務先その他の連絡先			写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	電 話 () ー			

実 施	※認定検査日	年 月 日	※認定検査の結果	合 ・ 否
	※受験場所			
	※受験番号			

- 記載要領
- ※印欄には、記載しないこと。
 - 写真は、申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを貼り付けること。
 - 確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第15号を次のように改める。

		<table><tr><td>※ 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※ 受理番号</td><td></td></tr><tr><td>※ 交付年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>※ 資格者証番号</td><td></td></tr></table>		※ 受理年月日	年 月 日	※ 受理番号		※ 交付年月日	年 月 日	※ 資格者証番号	
※ 受理年月日	年 月 日										
※ 受理番号											
※ 交付年月日	年 月 日										
※ 資格者証番号											
駐車監視員資格者証交付申請書											
年 月 日											
徳 島 県 公 安 委 員 会 殿											
(申請者の氏名)											
申 請 者	本 籍										
	住 所	〒 ー 都道府県									
		電 話() ー (自宅・携帯)									
	(ふりがな)										
	氏 名										
	生年月日	年 月 日生	写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)								
勤務先その											
他の連絡先	電 話() ー										
証 明 書	番 号										
	交付年月日	年 月 日									
※ 添 付 書 類	☐ 修了証明書又は認定書 ☐ 住民票の写し(住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。) ☐ 診断書 ☐ 誓約書 ☐ 写真2枚(うち一枚貼付)										
記載事項 1 ※印欄には、記載しないこと。											
2 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。											

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第18号を次のように改める。

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受 理 番 号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申 請 者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)			写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名	-----		
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先				
	電 話 () ー			
資 格 者 証 番 号	資 格 者 証 番 号			
証 番 号	交付年月日	年 月 日		
書換え交付を 申請する事由				

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「書換え交付を申請する事由」欄には、変更事項の内容及びその理由を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第19号を次のように改める。

※ 受理年月日	年 月 日
※ 受理番号	
※ 交付年月日	年 月 日

駐車監視員資格者証再交付申請書

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

(申請者の氏名)

申請者	本 籍			
	住 所	〒 ー 都道府県		
		電 話 () ー (自宅・携帯)		
	(ふりがな)			写 真 (縦3.0cm ×横2.4cm)
	氏 名	-----		
	生年月日	年 月 日生		
勤務先その他の連絡先				
	電 話 () ー			
資格者証番号	資 格 者 証			
	番 号			
証番号	交付年月日	年 月 日		
再 交 付 を 申 請 する 事 由				

- 記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 「再交付を申請する事由」欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成19年徳島県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号を次のように改める。

※ 整理番号	
※ 受理年月日	

認 知 機 能 検 査 申 請 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条の 3 第 1 項（法第 7 条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する認知機能に関する検査を受検します。

年 月 日

徳島県公安委員会 殿

申請人氏名

申請人	住 所		
	電話番号		
	職 業		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日 生（ 歳）	
許可証番号		第 号	
受 検 日		年 月 日	
※ 検 査 結 果		36点未満	36点以上
備 考			

- 備考 1 申請人は、※印欄には記載しないこと。
- 2 許可証番号欄は、申請人が許可証の交付を受けている場合に、当該許可証の許可証番号を記載すること。この場合において、複数の許可証の交付を受けているときは、そのいずれかの許可証の許可証番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第6条 認知機能検査の実施に関する規則（平成21年徳島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

認知機能検査受検申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所	
受検者	
氏名	
年 月 日生	
道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査を受検します。	
受 検 日	年 月 日
受検場所	

（認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部改正）

第7条 認知機能検査員に係る講習等に関する規則（平成22年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第3条関係）

認知機能検査員講習受講申出書 年 月 日 徳島県公安委員会 殿 住所 受講者 氏名 年 月 日生 認知機能検査員講習を受講します。		
講習種別	第4条第1項に規定する講習	第4条第2項に規定する講習

注 講習種別欄は、受講する講習を○で囲むこと。

(運転技能検査の実施に関する規則の一部改正)

第8条 運転技能検査の実施に関する規則（令和4年徳島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

運転技能検査受検申出書	
年 月 日	
徳島県公安委員会 殿	
住所	
受検者 氏名	
年 月 日生	
道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受検します。	
受 検 日	年 月 日
受 検 場 所	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。